

第 8 2 号議案

足立区住区センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区住区センター条例の一部を改正する条例

足立区住区センター条例（平成 2 年足立区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表」を「別表第 1 」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号及び第 2 号の施設の名称は、区長が告示する。

第 7 条第 3 項中「地域の団体」の次に「（原則として区内に在住し、又は在勤する者で構成する団体で、区長が別に定めるものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第 4 項中「児童施設」の次に「（学童保育室を除く。）」を、「集会施設として」の次に「地域の団体が」を加え、同条第 5 項中「地域住民」の次に「及び第 3 項の集会施設として地域の団体」を加える。

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、集会施設の使用の承認を受けた者は、別表第 2 に定める額を限度として施設面積及び使用時間に応じて規則で定める使用料を前納しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

第 1 2 条を削り、第 1 1 条中「集会施設を使用する者」を「利用者」に、「使用に際し」を「利用に際し」に改め、同条を第 1 2 条とし、第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の不還付）

第 1 0 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理

由があると認めるときは、その全部を還付することができる。

第 13 条に見出しとして「（準用）」を付する。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 9 条関係）

施設	使用区分	
	1 時間ごと	1 日 10 時間を超える場合
床面積 85 平方メートル未満 の施設	500 円	5000 円
床面積 85 平方メートル以上 の施設	700 円	7000 円

備考 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条に 1 項を加える改正規定、第 12 条を削り、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に 1 条を加える改正規定及び別表を別表第 1 とし、同表の次に 1 表を加える改正規定については、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行日以後の集会施設の利用に係る使用料の徴収については、施行日前にこれを行うことができる。

（提案理由）

地域の団体による集会施設の利用を有料化するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。